

平成30年度第1回兵庫県障害福祉審議会（自立支援連絡協議会・差別解消支援地域協議会を兼ねる） 議事要旨

1 日 時 平成30年9月21日（金）15:00～17:00

2 場 所 兵庫県農業共済会館4階会議室

3 議 題

（1）事務局からの報告

- ①第4期障害福祉計画の平成29年度実績報告について
- ②障害者差別解消に向けた取組状況について
- ③依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の選定について

（2）自立支援連絡協議会部会からの報告

- ①相談支援部会
- ②就労支援部会

（3）事務局からの報告

- ④ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針の改定について

4 内 容（議論項目別に発言を整理）

【議題（1）事務局からの報告】

■事務局〔資料2により説明〕

- ①第4期障害福祉計画の平成29年度実績報告について

【意見交換】

■A委員

- ・精神障害者の方の地域生活への移行に関して、保険・医療・福祉の連携支援体制への強化とは具体的にどのようなことをしているのか。

■事務局

- ・医療については、病院職員の「患者を最期まで看る」という意識を変えていき、症状が落ち着いてきた長期入院患者を地域福祉へ移行するようにしている。また、患者の高齢化が進んでいるので、精神症状が一定に落ち着いた高齢患者は、特養老人ホーム等福祉施設に移行するようにしている。福祉施設で働く職員に対しては、精神障害者を抵抗なく受け入れてもらえるよう研修・周知を図っている。

■B委員

- ・平成30年4月から国が共生型サービスを始めたことにより、介護保険事業者が障害福祉サービスに参入できるようになったが、第5期計画では共生型サービスに関する目標値が入っていない。また、今の障害福祉審議会は障害福祉だけの委員会なので、

今後は介護保険関係の方も委員会に加える必要があると思うが、どう考えるか。

■事務局

- ・共生型サービスがこれから重要になってくると考えている。第5期計画では共生型サービスに係る目標値は入れていないが、第6、7期計画策定時には考慮に入りたい。また、委員の皆様と相談しながら、介護保険関係の方も委員に加えるか検討させていただく。

■C委員

- ・地域生活支援拠点の整備について、多機能拠点型と面的整備型はどちらが多いか。また、それぞれについて課題が報告されていれば共有してほしい。

■事務局

- ・地域生活支援拠点については、多機能拠点型と面的整備型、両方合わせたものの3つがある。平成30年4月1日時点の調査では、現在整備済みの市町は全て面的整備型であり、今後整備予定の市町についても、多機能拠点型のみは0、両方合わせたものが5、未定が15、残りは全て面的整備型での整備を予定している。多機能拠点型が普及しない原因は、整備のための財政的負担が大きいことが予想されるためだと考えられる。

■D委員

- ・就労移行支援と比べると就労継続支援A型の達成率が非常に高いが、利用者数は兵庫県内の事業所ベースなのか、兵庫県在住の人ベースなのか教えてほしい。

■事務局

- ・兵庫県に住民票のある人ベース。

■D委員

- ・A型の達成率が非常に高い要因は何か。

■事務局

- ・平成29年度実績では、利用者数はB型が18万、A型は5万なので、利用者数はB型の方が多い。A型の達成率がB型と比べ高い要因は、第4期の計画が設定された時に、国の特開金（特定求職者雇用開発助成金）の制度が影響したと考えられる。しかし、今はA型の伸びはほぼ止まっており、今後もあまり伸びないと考えている。

【議題（１）事務局からの報告】

■事務局 [資料３，４により説明]

- ②障害者差別解消に向けた取組状況について
- ③依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の選定について

【意見交換】

■E委員

- ・私は合理的配慮アドバイザーに着任してから、２回、市町の自立支援協議会で話をしたが、企業には行ったことがない。アドバイザー制度を企業に普及させるための提案だが、ハローワークでは毎年企業を集めて人権推進委員研修会を開催している。私も参加して障害者差別や合理的配慮等について説明をしたこともあるが、例えば研修会を通じて企業にアドバイザー制度を周知するとか、研修会のあとにアドバイザーとの相談会を設けるなど、アドバイザー制度が活用されるような具体的な方法を検討してほしい。

■事務局

- ・これまで経営者協会や商工会議所に行ったことはあるが、ご提案いただいたとおりに調整させていただきたい。

■F委員

- ・合理的配慮アドバイザーは派遣手続きに時間を費やすので、アドバイザーから各市町の相談支援員等にスーパーバイズするなどし、まずは地元や現場ですぐに対応し、難しいのであればアドバイザー制度を活用するといったシステムができれば良いのではないか。企業は合理的配慮や差別解消について非常に興味を持っているので、アドバイザー制度も浸透していくと考える。

■G委員

- ・合理的配慮については、色々なガイドラインやマニュアルがあるが、障害者差別解消に向けた具体的な良いケースが取り上げられて、それが評価されて、自分たちもまねしたいということが繰り返されていくという人道的な競争の普及が必要だと思う。行政や自治体は積極的に色々な良いケースを公表するなどし、企業に啓蒙してほしい。

■H委員

- ・合理的配慮について、教育の観点からみると、文科省からも各教育機関に指導されているが、例えば、教育の現場に行政は来ていただけるのか。合理的配慮というのは、縦割りを超えるはずなので、教育現場だけで解決できないことも行政からの意見が入ることで客観性が増すと思う。また、労働の観点からみると、合理的配慮が上手いかわないと、次にハラスメントが起きることが想定されるが、労働局等の労働に関係する機関とタイアップし、合理的配慮とハラスメントをリンクさせて周知するなどして

いけば、アドバイザー制度も機能すると思う。

■ I オブザーバー

- ・合理的配慮については、全教員にパンフレットを配布し、研修を行うなど常に何ができるかということを検討して積み重ねてきている。行政等と連携していくことは大事だと考えており、様々な部局と積極的に連携していく必要があると思うが、具体的なものは今のところ生み出せていない。

■ J 委員

- ・弁護士・福祉専門職による法律相談について、精神科病院からの退院に関する相談が多いとのことだが、精神障害者の強制入院は非常に増えている。時折、精神科病院内での暴力事件がニュースにもなっている。医療保護入院に関して精神医療審査会へ処遇改善や退院請求があってもほとんど聞き入れられていないのではないかなと思うが、退院の相談等に関して何か対応しているのか。

■ 事務局

- ・25人5チームの精神医療審査会がほぼ毎月審査しており、必要であれば、現場で調査・審査することもある。また、健康福祉事務所と連携して、実際に病院に行き、指定医による診察と本人の話とを鑑みて処遇が人権的に妥当か判断している。本県では、身体拘束・隔離は入院患者の全体の6%を占めているが、それが適正かどうかも該当病院全てを監査している。

【議題(2) 自立支援連絡協議会からの報告】

①相談支援部会からの報告 [資料5により説明]

■ E 委員

- ・相談支援部会では、相談支援事業所の活動状況やそれに係る人材育成等について議論している。
- ・相談支援部会は、年4回／各回3時間開催しているが、人材育成については幅広い視点での検討が必要であり、部会の枠組みだけでは協議が困難となっているため、今後、皆様と議論をしていけたらと考えている。

②就労支援部会からの報告 [資料6により説明]

■ K 委員

- ・障害者雇用は好調だが、法定雇用率は実雇用率が上昇すると法定雇用率も上昇する。また、少子高齢化問題もあるため、いつまで雇用率制度が続くかは疑問であるが、現場として対応していくことは2つあると考えている。1つめは、送り出す側（学校・施設訓練校・ハローワーク・就ポツ）が、障害者が自己理解を深められるよう支援し、さらに適職をマッチングできるよう支援していく。また、地域の自立支援連絡協議会と連携して、就職希望者を掘り起こしていく。2つめは職場定着支援についてだが、

ミスマッチをなくせば、早期の離職は減少する。また、長く働き続けるために生活全般の支援も必要であるため、新事業の『就労定着支援事業』と『就ポツセンター事業』が役割分担して地域で機能する体制づくりが必要だと考えている。

- ・福祉的就労と一般就労は双方向に繋がっている。就職希望者の掘り起こし・職場定着するための支援者の人材育成・関係機関の連携強化・地域に理解者と応援団を増やすことが課題だが、地域の就労支援ネットワークや自立支援連絡協議会と連携して解決できるようにしていきたい。

【意見交換】

■ I オブザーバー

- ・特別支援学校からの就職について、各方面から支援いただき感謝している。また、今年から、小中学校で実施している通級指導が高等学校でも行われるようになり、本県でも9校が実施している。今後、特別支援学校卒業生だけでなく、高等学校卒業生にも配慮をお願いしたい。

【議題(3)事務局からの報告】

■事務局 [資料7により説明]

- ④ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針の改定について

【意見交換】

■ E 委員

- ・「県のめざすユニバーサル社会の姿」は、憲法でも保証されているので、今更謳う必要はないのではないかと。我々は、例えば明石市が制定した条例のように、差別解消に向けた具体的な施策をつくっていくことを求めていたが、それを無視して「ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例」を制定してよいのか。そういった議論をきちんとやっていただきたい。この5年間の各種審議会や研究会、議会でどういう議論がされてきたか議事録を掘り返してもらって、その結果としてこの条例ができたのかを再評価してもらいたい。この条例からは差別解消に向けた具体的な施策が見えてこない。このような議論ができる機会をつくってほしい。

以上